

青森県総合計画審議会運営方針の一部改正について（案）

改正理由

昨年8月に策定された「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」の検証を青森県総合計画審議会において行うこととし、その他所要の整備を行う。

（参考）青森県総合計画審議会運営方針の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
青森県総合計画審議会運営方針	青森県総合計画審議会運営方針
<p>「青森県基本計画未来を変える挑戦」（以下「基本計画」という。）第6章6（1）に掲げる政策点検及び提言並びに「<u>まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略</u>」（以下「<u>総合戦略</u>」という。）<u>に掲げる各政策分野の数値目標等の検証</u>（以下「<u>政策点検等</u>」という。）に係る青森県総合計画審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）の運営については、次に定めるところによる。</p> <p>（部会及び部会長の設置）</p> <p>第1 略</p> <p>（幹事会の設置）</p> <p>第2 略</p> <p>2 幹事会は、<u>審議会会長、会長職務代理者</u>及び部会長をもって組織する。</p> <p>3 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 略</p>	<p>青森県基本計画未来を変える挑戦（以下「基本計画」という。）第6章6（1）に掲げる政策点検及び提言（以下「<u>政策点検等</u>」という。）に係る青森県総合計画審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）の運営については、次に定めるところによる。</p> <p>（部会及び部会長の設置）</p> <p>第1 略</p> <p>（幹事会の設置）</p> <p>第2 略</p> <p>2 幹事会は、<u>審議会会長及び部会長</u>をもって組織する。</p> <p>3 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 略</p>

(改正後の運営方針)

青森県総合計画審議会運営方針

「青森県基本計画未来を変える挑戦」(以下「基本計画」という。)第6章6(1)に掲げる政策点検及び提言並びに「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」(以下「総合戦略」という。)に掲げる各政策分野の数値目標等の検証(以下「政策点検等」という。)に係る青森県総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営については、次に定めるところによる。

(部会及び部会長の設置)

- 第1 政策点検等について、基本計画に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。
- 2 部会に部会長を置く。
 - 3 部会長は、部会を総括する。
 - 4 部会の委員及び部会長は審議会会長が決定する。

(幹事会の設置)

- 第2 部会間の連携、調整を行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、審議会会長、会長職務代理者及び部会長をもって組織する。
 - 3 幹事会の議長は、審議会会長をもって充てる。

(部会及び幹事会の庶務)

- 第3 部会及び幹事会の庶務は、青森県企画政策部企画調整課において処理する。

(その他の事項)

- 第4 この方針に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が別に定める。